第二十五条の二第二項、第二十五条の三第一項第二号及び第三号イ並びに第二十五条の四第一項及び第三項第四号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第二十五条の五第一項から第三項までの規定中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に、「厚生労働省令」を「国土交通省令・環境省令」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

４　給水装置工事主任技術者免状の交付、書換え交付、再交付及び返納の事務は、国土交通大臣が行う。

第二十五条の六第一項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改め、同条第三項中「厚生労働省令」を「国土交通省令・環境省令」に改める。

第二十五条の七及び第二十五条の八中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第二十五条の十二第一項及び第二十五条の十三から第二十五条の十五までの規定中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

第二十五条の十六第二項中「厚生労働省令」を「国土交通省令・環境省令」に改め、同条第三項中「厚生労働省令」を「国土交通省令・環境省令」に、「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

第二十五条の十八第一項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改め、同条第二項中「厚生労働省令」を「国土交通省令・環境省令」に改め、同条第三項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

第二十五条の二十中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

第二十五条の二十一、第二十五条の二十二第一項、第二十五条の二十三、第二十五条の二十四及び第二十五条の二十六（見出しを含む。）中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

第二十五条の二十七（見出しを含む。）中「厚生労働省令」を「国土交通省令・環境省令」に改める。

第二十六条中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第二十七条第一項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に、「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改め、同条第三項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改め、同条第四項第六号及び第五項第七号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第二十八条第二項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第二十九条の見出しを「（認可の条件）」に改め、同条第一項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に、「附する」を「付する」に改める。

第三十条第一項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改め、同項第一号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改め、同条第三項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に、「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第三十三条第一項及び第四項第八号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改め、同条第五項中「添附書類」を「添付書類」に、「附して」を「付して」に改める。

第三十四条第一項の表第十三条第一項の項及び第二十四条の三第二項の項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第三十四条の二第一項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改め、同条第二項中「厚生労働省令」を「国土交通省令（簡易専用水道により供給される水の水質の検査に関する事項については、環境省令）」に、「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

第三十五条第一項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に、「添附した」を「添付した」に改め、同条第二項及び第三項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第三十六条第一項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改め、同条第二項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第三十七条、第三十八条、第三十九条第一項、第四十条第二項、第三項及び第五項、第四十一条並びに第四十二条第一項及び第三項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第四十五条の三の次に次の二条を加える。

（意見聴取等）

第四十五条の四　国土交通大臣は、次に掲げる行為をしようとするときは、環境大臣の水道により供給される水の水質の保全又は水道の衛生の見地からの意見を聴かなければならない。

一　第五条第四項の規定、第七条第一項若しくは第五項第八号若しくは第八条第二項の規定（これらの規定を第十条第二項において準用する場合を含む。）、第十条第一項第一号若しくは第三項の規定、第十三条第一項の規定（第三十一条又は第三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第二十七条第一項若しくは第五項第七号若しくは第二十八条第二項の規定（これらの規定を第三十条第二項において準用する場合を含む。）、第三十条第一項第一号若しくは第三項の規定、第三十三条第一項若しくは第四項第八号の規定（これらの規定を第五十条第三項において準用する場合を含む。）又は第三十四条の二の規定に規定する国土交通省令の制定又は改廃

二　基本方針の策定又は変更

三　第六条第一項、第十条第一項、第二十六条又は第三十条第一項の規定による認可

四　第五十条第三項において準用する第三十三条第五項の規定による通知

２　環境大臣は、この法律に基づく環境省令を制定し、又は改廃しようとするときは、国土交通大臣の意見を聴かなければならない。

３　国土交通大臣は、第十条第三項、第十三条第一項（第三十一条において準用する場合を含む。）若しくは第三十条第三項の規定による届出又は国の設置する専用水道に係る第三十四条第一項において準用する第十三条第一項の規定による届出を受けたときは、遅滞なく、その内容を環境大臣に通知するものとする。

４　国土交通大臣は、必要があると認めるときは、環境大臣に対し、この法律に基づく環境省令を制定し、又は改廃することを求めることができる。

５　環境大臣は、水道により供給される水の水質の保全又は水道の衛生の見地から必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、次に掲げる行為をすることを求めることができる。

一　第一項第一号又は第二号に掲げる行為

二　水道事業若しくは水道用水供給事業又は国の設置する専用水道に係る第三十六条第一項の規定による指示、同条第二項の規定による勧告、第三十七条の規定による命令又は第三十九条第一項若しくは第二項の規定による報告の徴収若しくは立入検査

三　国の設置する簡易専用水道に係る第三十六条第三項の規定による指示、第三十七条の規定による命令又は第三十九条第三項の規定による報告の徴収若しくは立入検査

（国土交通大臣と環境大臣の連携）

第四十五条の五　国土交通大臣及び環境大臣は、水道に起因する衛生上の危害の発生を防止するため、必要な情報交換を行うことその他相互の密接な連携の確保に努めるものとする。

第四十六条第一項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第四十七条を次のように改める。

（権限の委任）

第四十七条　この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第四十八条の三中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

第五十条第二項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に、「届け出で」を「届け出て」に改め、同条第三項及び第四項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第五十条の二第二項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第五十四条第一号及び第六号中「附せられた」を「付された」に改める。